

令和 9年度 2期分（6 月検針分）から 上下水道料金を改定します

上下水道施設の耐震化や老朽化対策などを進め、今後も安全で安心な水道水の供給と、安定した下水道施設の利用のため、令和 9 年度 2 期分から上水道料金と下水道料金を改定します。

平成 23 年に水道料金を統一して以来、16 年ぶりの改定となります。利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。請求月はこれまでと変わらず 2 か月に 1 回、奇数月です。

改定前後の上下水道料金表（消費税別）

種別	口径等	改定前	改定後
基本料金 (1 か月当たり)	13mm	500 円	670 円
	20mm	1,200 円	1,500 円
	25mm	1,900 円	2,300 円
	30mm	2,200 円	2,600 円
	40mm	4,400 円	5,300 円
	50mm	5,500 円	6,600 円
	75mm	10,000 円	12,000 円
従量料金 (1m ³ 当たり)	上水道	110 円	130 円
	下水道	90 円	130 円

値上げが必要な理由

- ・物価の上昇
- ・人口減少などによる使用水量の減少
- ・老朽化による修繕箇所の増加

一般会計からの繰入金があれば
赤字という状況になっています。

上下水道は「地方公営企業」です。税金ではなく皆さまの料金で運営する独立採算が原則です。維持管理費、修繕費、職員給与などはすべて料金収入で賄う必要があります。

今後も安定した経営を行い、安全な水の供給を続けるために料金の見直しをお願いするものです。

上下水道事業運営審議会

上下水道事業運営審議会を行い市民代表を含む委員による審議の結果、答申がなされました。

審議会の開催経過

	日程	内容
第 1 回	5 月 11 日	諮問／現状と課題の説明
第 2 回	5 月 28 日	他市比較、改定案の検討
第 3 回	6 月 25 日	改定率の収支試算
第 4 回	7 月 16 日	検討結果の確認・意見集約
第 5 回	7 月 31 日	答申

どんな人が審議したの？

大学講師 1 名・公民館長・自治会長・コミュニティ協議会長・農業者・商工会女性部など、末吉・大隅・財部各地域の使用者代表 7 名で構成されました。

上下水道に精通した
コンサルタント会社に試算や資料作成を依頼

客観的な観点を取り入れ
公平かつ公正な審議を行いました

●現在の経営状況

収入と支出（税抜）

	税抜	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
上水道	収益	528,557 千円	539,690 千円	528,220 千円
	費用	478,223 千円	536,399 千円	520,710 千円
下水道	収益	231,733 千円	233,267 千円	238,370 千円
	費用	197,414 千円	194,026 千円	177,014 千円

一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入により最終的には黒字となっていますが、料金収入だけでは赤字となっています。

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
上水道	66,572 千円	75,339 千円	70,891 千円
下水道	128,335 千円	130,150 千円	130,150 千円

企業債（借入金）の残高（令和 7 年度末）

今後も施設の改修や耐震化事業などを行うには借入が必要となり、残高は増加する見込みです。

上水道	1,735,083 千円
下水道	1,091,806 千円

1 m³当たりの費用（令和 7 年度・税抜）

上水道	163 円 37 銭
下水道	485 円 53 銭

◀水道水を作って皆さんへ届けるまでの費用です。

◀汚水をきれいにするための費用です。

●上下水道料金の計算方法（1 か月当たり）

上水道・下水道ともに料金の計算方法は同じです。

$$\text{基本料金} + \text{使用水量} \times \text{従量料金} + \text{消費税} = \text{水道料金}$$

例 口径 13mm で使用水量 15m³の場合

$$670 \text{ 円} + 15 \text{ m}^3 \times 130 \text{ 円} = 2,620 \text{ 円} + \text{消費税}$$

広告

トラクター・重機・トラック・農機具
古くても、壊れてても、不動車でも **見積り無料**
どこよりも高く買い取る ことを目指しています!! **どこでもかけつけます!**

広報誌を見て、ご連絡下さった方へ粗品、又は買取額 10%UP 致します。

TEL: 0986-77-9092
農機具高価買取専門店 アヴァンティ
古物商許可 第951040015111号
携帯: 080-3375-9750
FAX: 0986-77-9092
https://kaitorimiyazaki.jimdo.com

〒885-1105 宮崎県都城市丸谷町

広告

あなたの大切なお品物丁寧に査定いたします!
1点からでもお買取いたします!
眠っているお品物ありませんか?

地域密着 査定 無料 高価 買取 出張 買取 遺品 査定

まずはお気軽にお問合せご来店ください!
☎ 0986-66-9527
買取リユース みやこんじょ
〒885-0036 宮崎県都城市広原町30-1
古物商許可 第951040017756号

宝飾 金 ジュエリー バッグ 時計
楽器 カメラ お酒 書籍 切手
工具、釣具、楽器、家電、スマホ、香水、コスメ、おもちゃ、工芸品、骨董品など上記以外のお品物もご相談ください!

LINE: 0986-66-9527
Instagram: @miyakonjyo

〒885-0036 宮崎県都城市広原町30-1
●ダイソー ●ココ ●ソジ

令和9年度保育所・幼稚園・認定こども園 入所希望者の募集

令和9年度中の新規入所や継続利用を希望される方は申込期間内に申請してください。

※保育認定の場合は令和9年度の入所申込から**原則オンライン申請**となります。



▲詳細はこちら

◎**申請書類の配布開始日** 11月9日（月）から

- ・**新規入所の方**…市ホームページから必要書類をダウンロードしてください。
- ・**継続利用の方**…ご利用中の施設から必要書類が配布されます。

◎**申込期間** **11月9日（月）～12月4日（金）まで**

（オンライン申請は期間中 24 時間いつでも申請できます）

- ・**保育所または認定こども園（保育認定）を希望される方**

申込期間内にオンライン申請を行ってください。

※就労証明書などの添付ファイルが不鮮明などの不備があった場合は、再提出を依頼する場合があります。

その場合、必要書類がすべてそろった日を申請日とさせていただきます。

※受付は先着順ではありませんが申込期間内に提出されなかった場合、優先順位が下がりますのでご注意ください。

- ・**幼稚園または認定こども園（教育認定）を希望される方**

各施設で園児の募集を行っていますので施設へ申請書類を提出してください。

※新規で市外の幼稚園もしくは認定こども園（教育認定）の入所を希望される方は、市ホームページからダウンロードまたは曾於市役所で申請書類を受け取った後、利用を希望する施設へ提出してください。



保育所 ※オンライン申請してください。

施設名	定員	所在地	電話番号
高之峯保育園	30 名	末吉町深川 3611 番地 2	0986-76-0426
白鳥保育園	40 名	末吉町二之方 6104 番地	0986-76-3272

認定こども園 ※保育認定の方はオンライン申請、教育認定の方は施設へ提出してください。

※施設名・定員は変更になる可能性があります。

施設名	保育定員	教育定員	所在地	電話番号
ひこばえこども園	80 名	10 名	末吉町諏訪方 8567 番地	0986-76-4743
りんこうこども園	20 名	10 名	末吉町岩崎 2122 番地 2	099-482-0447
樹心こども園	100 名	10 名	末吉町二之方 2125 番地	0986-76-4757
末吉中央幼稚園	15 名	15 名	末吉町上町 4 丁目 13 番地 5	0986-76-4446
きらりの星こども園	20 名	10 名	末吉町上町 2 丁目 1 番地 9	0986-51-5312
覚照こども園	35 名	10 名	大隅町岩川 6591 番地	099-482-1672
大隅中央幼稚園	20 名	25 名	大隅町段中町 59 番地	099-482-0384
スイミーこども園	35 名	15 名	大隅町坂元 481 番地 31	099-483-1469
しょうしん月の森こども園	15 名	10 名	大隅町月野 3659 番地 1	099-482-3302
認定こども園かさぎ	30 名	15 名	大隅町中之内 4674 番地 2	099-482-2661
太陽の子幼児園	60 名	10 名	大隅町月野 2243 番地 1	099-482-2927
おひさまの杜こども園	35 名	10 名	大隅町岩川 5565 番地	099-471-2218
しゃらこども園	80 名	10 名	財部町北保 14 番地	0986-72-0222
認定こども園きらり園	50 名	15 名	財部町南保 5080 番地 2	0986-75-1211

【お問い合わせ】 こども未来課 ☎ 0986-76-8870

大隅支所 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

財部支所 保健福祉課 ☎ 0986-72-0936

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です

児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題です。児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。



身体的虐待

殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる など

性的虐待

子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にする など

児童虐待とは

ネグレクト

病院に連れて行かない・食事を与えない・ひどく不衛生にする・車の中に放置する など

心理的虐待

大人同士のけんかを子どもの目の前で言う・言葉による脅し・無視 など

これはすべて体罰であり、虐待です。

例



何度も注意したが、言うことを聞かないので叩いた



いたずらをしたので、長時間正座をさせた



宿題をしなかったため、夕食を与えなかった

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった、子どもを保護するための行為は該当しません。

《児童虐待相談・連絡窓口》

曽於市子ども家庭センター
(子ども未来課子育て応援係)

☎ 0986-76-1734
(平日 午前8時30分~午後5時15分)

鹿児島県大隅児童相談所

☎ 0994-43-7011

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189 (24 時間対応)

曽於警察署

☎ 099-482-0110
(110 番)

知っていますか？ヤングケアラー

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うとされているような家族のお世話や家事を日常的に行っている子どものことです。家族のお世話などをすることは悪いことではありませんが、成長の度合いに見合わない責任や負担の重さにより、学校生活や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。家族のお世話や家の用事などで困っていませんか？ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

《ヤングケアラー相談窓口》

曽於市子ども家庭センター (子ども未来課子育て応援係)

☎ 0986-76-1734 平日 午前8時30分~午後5時15分

かごしま 子ども・若者総合相談センター



☎ 099-257-8230
午前10時~午後5時
月曜休

遊んでいるときも、かぞくのことを思うきみへ。



ぼく、学校が終わったらすぐ妹のおむかえに行ってお風呂を洗うんだ。
お兄ちゃんだから、お世わできるよ。ぜんたくだててやるんだ。
きれいにたむのはむずかしいけど、お母さんにもたよってほしいんだ。
でも... だれかに話してみようかな。

がんばりやさんも、あまえていいんだよ。

※ヤングケアラーには、おおむね10歳未満(状況によっては40歳未満も含む)までの若者も含まれます。

子どもみんなの
こども家庭庁

ヤングケアラー相談サイト
ヤングケアラーのこと

どうして人に
話した方がいいのかな？
そのワケは...



住宅取得を支援します

住宅取得祝金制度について

定住促進を図るため住宅を新築または購入した方に、お祝いとして地域商品券および現金を支給します。

◎対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

◎支給内容

①基本の祝金など

住宅を新築または購入した方

商品券 15 万円分 + 現金 15 万円 = 計 30 万円

②転入者加算

転入して 1 年以内の方

商品券 25 万円分 + 現金 25 万円 = 計 50 万円を加算

③子ども加算

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの

子どもを有する場合、子ども 1 人につき

商品券 5 万円分 + 現金 5 万円 = 計 10 万円を加算

※子ども加算は最大 2 人まで。



◎申請

新築・購入の日以後、1 年以内に申請してください。

※新築の基準日は、法務局の建物登記の表題登記日

※購入の基準日は、法務局の建物登記の所有権移転登記日

●支給対象外となる方

- ・市税などの滞納者
- ・曾於市空き家バンク利用促進事業補助金の交付を受けた方
- ・過去に曾於市住宅取得祝金の支給を受けた方

問 企画政策課 デジタル総合戦略室
定住推進係
☎ 0986-76-8802



詳細はこちら

新婚世帯を支援します

曾於市食の支援事業について

「市内に住む新婚世帯」または「曾於市に転入し子育てをする世帯」に 1 年間、米・肉・旬の野菜をお届けします。

◎対象者 次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①婚姻届を提出し、すでに市内に居住している世帯
 - ②婚姻届を提出し、婚姻届提出日から 1 年以内に市内へ転入し、居住している世帯
 - ③子どもを有して市内へ転入し、居住している世帯
- ※子どもとは 18 歳に達する日以後の、最初の 3 月 31 日までの間にある方。

◎申請期限

対象者①…婚姻届提出日から半年以内

対象者②③…転入し、居住してから半年以内



※イメージ

◎支給内容

米・肉・旬の野菜

◎支給回数

1 年間に計 4 回
(原則 6 月・9 月・12 月 3 月)

◎申請方法

申請書に必要事項を記入し、婚姻届受理証明書など(対象者①②に該当する方)の必要書類を添付して企画政策課・各支所地域振興課へ提出

問 企画政策課 デジタル総合戦略室
定住推進係
☎ 0986-76-8802



詳細はこちら

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

対象になる世帯

- ①平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月までの間に生活保護を受給していたすべての世帯。
- ②平成 30 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、入院や入所、障がい者加算、年末の期末一時扶助などが算定されていた世帯。
- ③現在は生活保護を受給していない世帯の方も上記の期間に生活保護を受給していた世帯は対象になる場合があります。

支給される金額

生活保護基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額が支給されます。

支給までの手続き

現在、生活保護を受給していない世帯は当時、生活保護を受給していた自治体で追加給付をしますので、その自治体での申し出が必要です。

※例：支給対象期間中に曾於市と都城市で生活保護を受給したことがある世帯は、曾於市と都城市でそれぞれ追加給付の申し出が必要になります。

申出書について

各自治体の福祉事務所に追加給付用の申出書があり、申出に必要な添付書類などがありますので詳しくは窓口へお越しください。

申請期間

令和 9 年 7 月 31 日

保護費の追加給付専用ダイヤル ☎ 0120-179-445



ハチマルニイマル

8020達成者表彰



令和 8 年度 8020 達成者は 16 名でした。8020 を達成するにはむし歯や歯周病予防として小さいころからの規則正しい食習慣とお手入れが大切です。またかかりつけ歯科医を決めて定期検診を心がけることは健康寿命の延伸につながります。

お口の健康は、全身の健康の入り口です。歯と口の健康づくりを心がけましょう。

氏名	年齢	歯の数
川畑 淳子	91	25
松崎 悟	89	21
松元 民江	85	28
池田 睦朗	85	23
前田 道正	83	23
岡本 ミヨ子	82	23
樋渡 ミチ子	81	30
池田 京子	81	28

氏名	年齢	歯の数
時見 涼子	80	27
砂坂 フヂ子	80	23
平川 満志	80	28
堂園 暁子	80	29
福留 勉	80	28
岩満 茂木	80	26
吉田 道信	80	26
森園 三男	80	23

問 保健課 健康増進係 ☎ 0986-76-8806